別表5-1(第6条関係)

先端ICTラボ使用料(税込み10%)

施設の別		種別	使用単位	使用料(円)
會ガー デ ン		日·時	1スペース/1日	4,400
駐車場スペース		日·時	1スペース/1日	4,400
会議室(小)		日·時	1室/1時間	1,100
会議室(大)		日·時	1室/1時間	1,650
会議室(ホワイトボード)		日·時	1室/1時間	2,200
サイバーセキュリティウォールーム		日·時	1室/1時間	11,000
ギャラリー・イノベーション創出スペース		日·時	1スペース/1日	22,000
ギャラリー(2階)		日·時	1スペース/1日	14,850
カンファレンススペース(小)		日·時	別表5-2のとおり	
カンファレンススペース(大)		日·時		
プロジェクトルーム(2階)		月	1室/1月	60,500
プロジェクトルーム(3階)		月	1室/1月	77,000
先端テスト環境スペース		月	1室/1月	148,500
データセンターラック貸しサービス		DC	1ラック/1月	121,000
データセンタースペース貸しサービス		DC	1スペース/1月	66,000
データセンタークラウドサービス		DC	1core/1月	27,500
追加メモリ		DC	1GB/1月	3,300
追加HDD	10TB以下 ※	DC	100GB/1月	3,300
	10TBを超え30TB以下 ※	DC	100GB/1月	2,200
	30TBを超える ※	DC	100GB/1月	1,100

※ 基準となるHDDの容量については、使用者の総リソース(基本リソースを含む)によるものとする。

備考

- 1 使用期間に、使用単位に定める使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用期間に切り上げて計算する。
- 2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表5-2(第6条関係)

カンファレンススペース使用料(税込み10%)

時間帯	全日	午前	午後	17時以降
使用時間	9:00 ~17:00	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	1時間
カンファレンススペース(小)	18,700	12,650	12,650	3,850
カンファレンススペース(大)	29,150	19,800	19,800	6,050
一体利用(小2室)	31,900	21,450	21,450	6,600
一体利用(大1室と小1室)	39,600	26,400	26,400	8,250
一体利用(大1室と小2室)	52,800	35,200	35,200	11,000

別表5-3(第6条関係)

減免事由

No.		港ムマモフ四	
No.	減免事由	減免できる限度	
1	認証会津大学発ベンチャーが施設を使用するとき(使用に際	(日・時)5/10	
	し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(月)3/10	
2	会津産学コンソーシアムの正会員が施設を使用するとき(使	(日・時)1/10	
	用に際し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(月)1/10	
3	プロジェクトルーム・先端テストスペースに入居している者(使	(D D)1/10 Y	
	用に際し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(日・時)1/10 ※	
	会津オープンイノベーション会議を開催するために使用する	/ D	
4	とき	(日・時)10/10	
	本学が主催し会津大学復興支援センター規程(平成25年規		
	程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用するとき	/ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _	
5	(本学が業務を委託し、その委託費に会場使用料が含まれ	(日・時)10/10	
	る場合を除く)		
	本学が共催し会津大学復興支援センター規程(平成25年規		
	程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用するとき		
6		(日・時)5/10	
	(本学が業務を委託し、その委託費に会場使用料が含まれ		
	る場合を除く)		
7	本学が後援し会津大学復興支援センター規程(平成25年規	(日•時)1/10	
	程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用するとき		
8	本学の教員と共同研究を行う学外の者又はその教員がその	(日・時)1/10	
	研究を目的に使用するとき	(月)1/10	
9	施設機能の運用管理及び保守管理を目的に本学が委託し		
	た業務を行うために受託者が使用するとき(委託契約によ	(日・時)10/10	
	り指定された場所に限る)		
10	その他、使用料を減免することが特に必要と理事長が認める	理事長が定める額	
	とき	性事女がためる領	

※ 会議室(小)、会議室(大)、会議室(ホワイトボード)については10/10

備考

1 減免行った結果、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。